第4回地球環境建築憲章起草委員会討議メモ

1.日時:2000年5月15日(月)10:00~12:00

2.場 所:学会会議室

3. 出席者(敬称略):

(社)日本建築士会連合会

内藤 尚

(社)日本建築士事務所協会連合会

山際 二郎、鈴木 俊夫

(社)日本建築家協会

林 昭男

(社)建築業協会

三島 亨、柴田淳一郎

(社)日本建築学会

仙田 満、秋山 宏

4.配布資料

資料 1 第 3 回地球環境建築憲章起草委員会討議メモ(日本建築学会)

資料 2-1 「地球環境・建築憲章」4.26 案(")

資料 2-2 「地球環境・建築憲章」S 修正案 (仙田満委員)

資料 2-3 「地球環境・建築憲章」(案)への意見(建築業協会)

5.確認事項

- 1)前回(4/4)討議メモが案通り承認された。
- 2)資料の確認。資料 2-1 は前回の委員会 (4.26)で取りまとめた最終案。各委員意見がある場合には本日の開催までに事務局宛に返答をすることとした。資料 2-2 は日本建築学会の地球環境本委員会で議論を受けた結果を含めた案である。また、建築業協会での意見を集約した資料 2-3 が提出された。

6.審議事項

1)「地球環境・建築憲章」4.26案についての各委員の意見

日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会からは特に意見はなかった。 日本建築学会から提出された資料 2-2、建築業協会から提出された資料 2-3 の意見を元に再度文 言を確認・修正のうえ、下記検討結果を反映させ成案とした。

【宣言文】

・「…以下の認識に基づき……」

宣言文として全てを述べる方が分かり易いので「以下」の言葉を具体化し、「…今日の地球環境問題と建築との係わりの認識に基づき、……」とする。

【前文】

・「...建築活動が深く係わっていることも明確となっています。」

表現が建築活動だけが際立って悪い環境影響を与えているかの印象を与えるので、表現を柔らかくし「建築活動も、このことと深く関わっていることは否定できません。」としては。

- 「...建築活動がこのこととに深く関わっていることも明確となっています。」とする。
- ・「…、次世代に良好な成育環境を残して…」

成育環境の意味が理解しにくいので言葉を補い...次世代の子孫への良好な成育環境を残して...」 としてはどうだろうか。

項目5の文中に含める。「…良好な成育環境として次世代に継承される。」とする。

・「…資源の枯渇…」

資源の枯渇は人間のみを脅かすような表現に受け取れるので「資源の濫用」とする。

【項目全体】

・憲章自体の構成がそのようになっているのは理解出来るが、表現が一般市民から見た場合、違和感を覚えるのではないか。

(各項目とも)「…される。」の表現となっている。

・前文で「建築は、係わりの有る全ての人々によって新しい文化として創造されなければなりません」の一言を加える。或は、「…する。」として建築5団体の決意を示す。「することを目標とする」「しなければならない」「努力する」「します」等。この場合、文章を変えることも考えられる。原案の通りとする。

【項目1】

・キーワード「長寿命」

我が国の建築の地球環境との関わりを問題にした場合もっと表現を限定した方がよい。「社会ストック・社会資産」「良好な社会ストックの構築」「良好な社会資産」または、キーワードは長寿命のままとして文中に含める。

表現をあらため文中に含める。「…価値ある社会資産…」

【項目2】

・「...、良好な社会環境として形成される。」

社会環境を形成するのが建築のみの印象を受けるので、「...、良好な社会環境の構成要素として形成される。」とする。

【項目3】

・「…、自然エネルギーは最大限に活用される。」

あえて「自然エネルギー」のみを言うのでなく、再利用の意味でも「未利用エネルギー」も加え、「…、自然エネルギーや未利用エネルギーは最大限に活用される。」とする。

【項目4】

・「...、また再生、再利用が可能な...」 「再利用・再生」の順にして「...、また再利用、再生が可能な資源、材料に...」とする。

【項目3,4】

・項目3は「省エネルギー」のみとし、項目4を「省資源・循環」とした方が明快ではないか。

- 3)建築の生涯のエネルギー消費は最小限に留められ、自然エネルギーや未利用エネルギーは最大限に活用される。(省エネルギー)
- 4)建築は可能な限り環境負荷の小さい、また再利用・再生が可能な資源・材料に基づいて構成され、建築の生涯の資源消費は最小限に留められる。(省資源・循環)とする。

【項目5】

- ・「…新しい文化として創造される…」
- この表現だけでは意味が明確ではないので、「...地球環境と調和した新しい文化として継承される。」としては。
 - 「…新しい文化として創造され、良好な成育環境として次世代に継承される。」とする。
- 2) 憲章ならびに行動計画・指針の対外発表時期・今後のスケジュール
- (1) 各委員よりそれぞれの団体での認証時期について報告。
 - ・5/17 日本建築士事務所協会連合会理事会
 - ・5/17 日本建築学会理事会・5/30 総会
 - ・5/19 建築業協会理事会
 - ・5/29 日本建築士会連合会理事会・総会
 - ・5/31 日本建築家協会理事会・総会
- (2)手続き面では、6月初めに各団体とも機関決定が得られそうなので6月に共同声明を出すことで進めたいが、機関決定のためにはその後の行動指針をどういう形で出すかが必要と思う。 仙田委員が案を作成して各委員に示す。
- (3)仙田委員より「前回の委員会で承認された通り、今後の予定としては6月に5団体で共同声明を発表したい。またその後の段階として、当初10月頃までに各団体で個別の行動指針を出す予定としていたが、団体ごとに地球環境問題に対する取り組みの進度に違いがあるので、それぞれの団体の研究成果を集めて共同行動指針を出す方向に考えたい。その場合5団体から委員を出しあい実質的な作業をする委員会(またはワーキンググループ)を設置し、10月頃を目途にとりまとめをしたい。なお、委員構成は各団体50歳前後を中心として2名、全体として10名程度の委員で構成してはどうだろうか。また、行動指針・資料集は設計者、施工者といった建築に直接係わる人たちだけでなく、発注者、使用者、運用者などの消費者にも活用できるものをつくりたい。」と提案。

次回委員会を開催し、憲章の発表方法ならびに共同作業委員会の設置、また、対市民へのPRパンフレットや憲章の英語版作成の意見が出ており検討対象とすることとした。

- 7.次回以降の開催予定について
 - 次回は1.「地球環境・建築憲章」の発表方法・準備について
 - 2 . 共同作業委員会設置の検討について
 - とし来る6月5日(月)17時00分から学会会議室にて開催する。